

窒素含有量に係る総量規制基準（平成十四年七月十九日告示第七百二十九号）新旧対照表

改正案				現行						
窒素含有量に係る総量規制基準				窒素含有量に係る総量規制基準						
第一～第四（略）				第一～第四（略）						
<p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成二十四年五月一日から施行する。</p> <p>2 平成二十六年三月三十一日までの間は、Cn、Cno及びCni（平成十四年十月一日から平成二十四年四月三十日までに、特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水に係るものに限る。）の値に係る業種その他の区分については、なお従前の例による。</p>										
別表（第四関係）				別表（第四関係）						
整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)		備考		整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)		備考
		既設	新增設					既設	新增設	
		(1)	(2)					(1)	(2)	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四五	二五			五	肉製品製造業	四五	二五	
二〇四	電子回路製造業	二五	二〇			二〇四	プリント回路板製造業	二五	二〇	
二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げる	二五	二〇	(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒		二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除	二五	二〇	(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒

改正案				現行			
	ものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇とする。 (二) 半導体素子製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、三〇とする。		き、情報通信機械器具製造業、電子部品・電子デバイス製造業を含む。)		素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇とする。 (二) 半導体素子製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、三〇とする。